

令和3年度県産食材オンライン商談会運営業務委託仕様書

1 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により、訪問営業の自粛や大規模な商談会の開催中止などから、多くの生産者が商談機会を失っている。

こうした状況下において、「新しい生活様式」に対応した商談機会を創出するとともに、今後増加が見込まれるオンライン商談における商談スキルを向上させる必要がある。

そこで、地域の生産者の取組に関心があり、地域の食材を探している首都圏の飲食・宿泊・食材販売事業者等（以下、「バイヤー」という。）との販路開拓につながるようオンラインを主体とした商談会を開催するとともに、商談会で用いるFCPシートの添削を行うことで商談スキルを学ぶ機会を創出し、県内生産者を支援する。

2 委託業務名

令和3年度県産食材オンライン商談会運営業務委託

3 委託期間

契約日から令和4年3月18日（金）まで

4 委託内容

(1) オンライン商談会（以下、「商談会」という。）の企画・運営

県内の農林水産事業者（以下、「食材提案者」という。）が、首都圏の飲食・宿泊・食材販売事業者等と、オンラインを活用して商談を行うとともに、商談会に参加した食材提案者のスキルアップにつながる機会を創出する。

ア 商談会の企画、募集、参加者とりまとめ及び当日の運営を行うこと。商談会の企画にあたっては、事前に三重県と協議すること。

イ 商談の実施方法については、県内の農林水産事業者はそれぞれの事業所等からオンラインで参加することを基本とし、バイヤーについては、集合形式、個別形式など、商談会をより効果的なものにするための工夫を検討し、実施すること。

ウ 商談会に参加するバイヤーを5者程度招へいし、各バイヤーにつき1回以上の商談の機会を設けること。

なお、食材提案者は、三重県が20事業者程度募集する。

※バイヤーの招へいにあたっては、事前に三重県と協議すること。

エ 食材提案者が作成したFCPシートを活用して、バイヤーとのマッチングを行い、商談の機会が無かった食材提案者にはその理由等をフィードバックすること。

オ 商談会の開催に係るすべての関係資料を作成すること。

カ 商談の際、バイヤーを会場に集める場合は、会場の手配、必要となる情報端末（タブレットやWi-Fi設備等）の手配も委託業務に含むこととする。

キ 当日参加の食材提案者とバイヤーに対して、当事業に関するアンケートを実施し、結果等をとりまとめ、業務実施報告書に含めるとともに、食材提案者に対してフィードバックすること。

なお、アンケートの内容については、事前に三重県と協議し、作成すること。

- (2) 効果的なFCPシート作成にかかる添削の実施
商談会にあたり、食材提案者から提出されたFCPシートの添削を行う。
- ア 商談会に参加する食材提案者から事前にFCPシートの提出を受け、添削を実施すること。【各食材提案者につき1回以上】
- イ 添削にあたっては、バイヤーにとって魅力的なFCPシートの記載内容について、具体的に食材提案者へ指導すること。

5 事務関係、留意事項

(1) 事業実施報告書の作成

- ア 委託事業にかかるすべての業務内容（写真や関係資料等も含む）を記録するとともに、全体の総括や、考察等の内容を記載すること。
- イ 報告書には、以下の内容を含めること。
- ・食材提案者及びバイヤーに対して行ったアンケート結果の内容（商談状況、成約件数等も含む）
 - ・今回の商談会の検証
 - ・その他必要事項
- ウ 事業実施報告書は、正本1部、副本2部のほか電子データ（CD-ROM等）により提出すること。

(2) 業務進捗状況の報告等

- ア 業務の実施にあたっては、三重県と十分な協議を行うこと。
- イ 商談会企画運営業務にかかる進捗状況を把握するため、適宜業務の進捗状況を報告すること。また、必要に応じて、三重県と委託者で情報共有を目的とした打合せを行うこと。打合せ内容については、打合せ記録を作成し提出すること。

6 成果品

事業実施報告書（正本1部、副本2部） 及び
その内容を記録した電子記録媒体（CD-R）（1部）

7 納入場所 三重県農林水産部フードイノベーション課

8 納入期限 令和4年3月18日（金）

9 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、本委託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる場合は、三重県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報保護

受託者が本委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、三重県個人情報保護条例（平成14年3月26日三重県条例第1号）、個人情報保護条例施行規則（平成14年4月12日三重県規則第45号）に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

委託業務を通じて取得した個人情報については、三重県個人情報保護条例の適用を受け、その取扱いについては、別記「個人情報の取扱に関する特記事項」を遵守するものとする。

(3) 守秘義務

受託者は、本委託業務を行うに当たり、業務上知り得た個人情報等の守秘事項を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

10 前金払い

本委託業務の遂行上必要があると認められる場合、受託者は前金払請求書により、前金払いを請求することができる。

11 関係書類等の整備

本委託業務実施に関する以下関係帳簿等を整備し、業務終了後5年間は保管すること。

- (1) 本委託業務実施にかかる会計関係帳簿類(実施にかかる経費の内訳が分かる書類等)
- (2) 本委託業務実施にかかる会計処理関係書類(見積書、請求書、納品書、領収書振込依頼書等)
- (3) その他、三重県が必要とする書類等

12 その他、受託上の留意点

- (1) 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。
- (2) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。
- (3) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに三重県に報告し、委託者の指示に従うこと。
- (4) 業務遂行において疑義が生じた場合は、三重県と協議し、その指示に従うこと。
- (5) 三重県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (6) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (7) 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。)及び成果物のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

13 連絡先(担当部局)

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部フードイノベーション課

担当 吉藤、村井

TEL 059-224-2391 FAX 059-224-2521

E-mail f-innov@pref.mie.lg.jp